

地方自治体の共同徴収の現状と今後の方向性

一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所主任研究員・税理士 柏木 恵

はじめに

バブル崩壊以降右肩下がりだった地方税の徴収率は、平成14年度の道府県民税95%、市町村税91・8%の落ち込みを境に、回復傾向に転じ、平成18年度では道府県民税は96・7%、市町村税は93・3%まで回復した。しかし、平成19年度からスタートした税源移譲により再び滞納は増

加した。その原因は個人住民税の滞納額が1300億円増加したことである。
地方税をとりまく状況は、昨年の金融危機による世界同時不況のあおりを受けると予想され、これからも楽観視はできないだろう。いかにして徴収するかということが自治体全体の課題である。

平成14年度から平成18年度の徴収の回復には、景気回復の影響もさることながら、その間、電子

申告、コンビニ収納、マルチペイメントネット

ワークによる電子収納、クレジット収納といった収納チャネルの拡大や、インターネット公売の導入、電話催告などの一部民間委託など、あらゆる手段を活用し、徴収率を上げるべく自治体は取り組みを行ってきたことが大きく寄与している。そ

の中でも、共同徴収の役割は大きい。従来から行政事務組合の一部で行われてきた自治体の共同徴収が、県下の市町村全体の徴収を行う「滞納整理機構」という概念にまで広がり、平成13年4月の茨城租税債権管理機構を皮切りに、それ以降多くの団体が発足し、現在では約40団体が徴収を行っている。これからも増えることがみえている。

そこで本稿では、現在多くの自治体が実施もしくは検討している共同徴収に着目する。なぜ共同徴収が積極的に行われるようになったのか、自治体の状況をふまえ、共同徴収の現状を整理し、類型化とともに、今後の方向性について検討す

る。

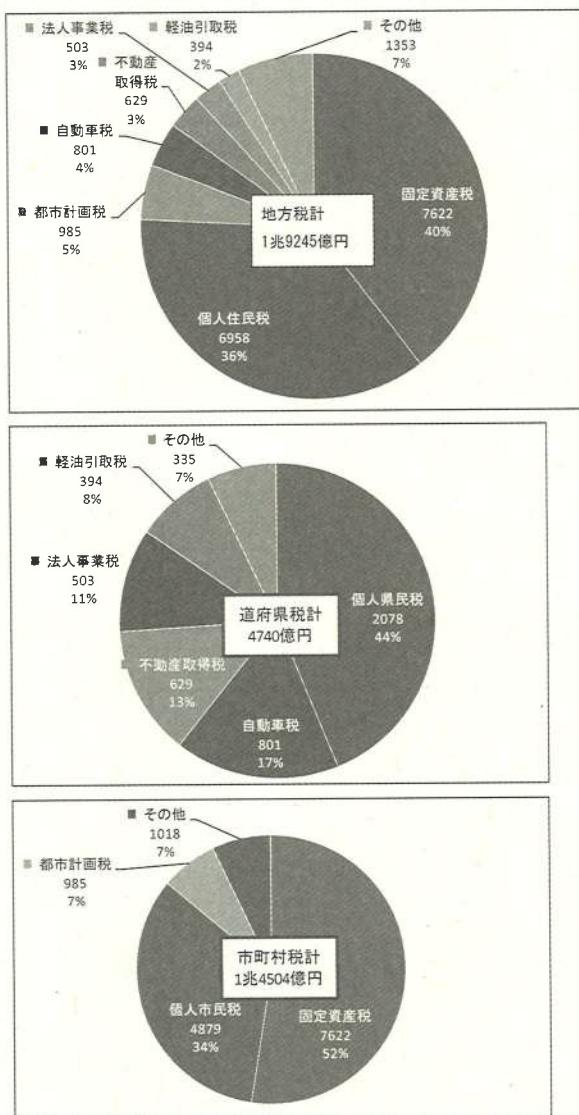
I 自治体の徴収率と滞納状況

① 税源移譲前の回復期

平成9年度から18年度の徴収率は図1のとおりであるが、道府県税は平成14年度の95%、市町村税は平成14年度と平成15年度の91・8%が最も低く、それを境に平成18年度までは回復傾向にあつた。

滞納残高に着目してみると、地方税の滞納残高（累積）の推移（図2）は、平成14年度の2兆3468億円をピークに平成18年度は1兆9245億円まで減っている。その内訳（平成18年度）は図3である。地方税全体としては、固定資産税が約40%、個人住民税が36・2%と、この2つの税目で全体の4分の3を占める。次に、道府県税をみてみると、個人県民税が43・8%、

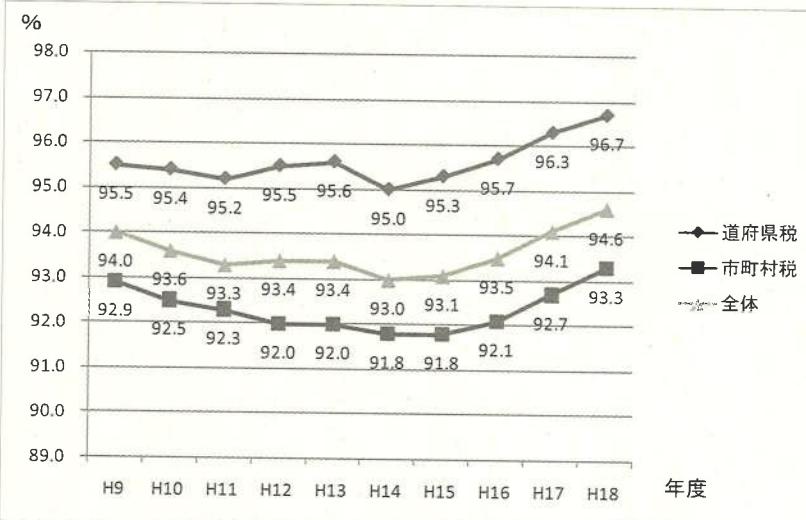
図3 地方税の滞納残高（累積）内訳（平成18年度末現在）（単位：億円）



(出所) 総務省ホームページ

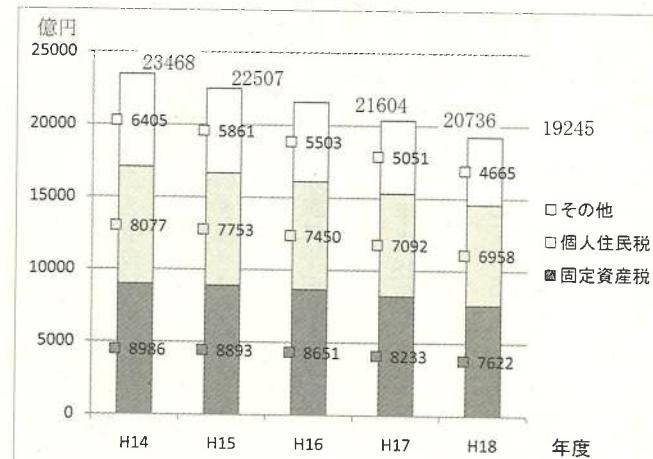
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran_02_21.html

図1 自治体の徴収率



(出所) 総務省資料

図2 地方税の滞納残高（累積）の推移



(出所) 総務省ホームページから一部抜粋し筆者作成。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran_02_20.html

自動車税が約17%、不動産取得税が13・3%、法人事業税が10・6%という順である。一方、市町村税は固定資産税が52・6%、個人市町村民税が33・6%と2つで90%近くを占めている。

② 税源移譲後の減少

しかし、三位一体改革により、所得税から個人住民税への税源移譲が平成19年度から行われ、滞納が増加した。税源移譲は地方税収の拡大をもたらすが、同時に滞納増加の危険性も併せ持つ。表1は税源移譲の前後平成18年度と平成19年度を表したものである。個人住民税の税収は3兆円ほど増えたが、滞納も516億円増えた。これに対し、個人住民税は1300億円増えたので、差し引きすると、他の税目では、合計で784億円滞納が減ったことになる。つまり個人住民税の滞納が突出して増加したことを見せており、それだけ個人住民税の滞納額の増加が深刻であることが読み取れる。

年度以降も同じような傾向が出ると予想できる。特に平成21年度以降は、昨年起きた世界同時不況のあおりを受けると予想されるため、滞納は上昇傾向になると考えられる。そのような中、いかにして徴収をするかが自治体の課題となるだろう。その解決策の一つとして共同徴収が挙げられる。

II なぜ共同徴収を選ぶのか

共同徴収を行う理由としては、自治体により事情はさまざまであるが、概ね二つに分けられる。一つは、これ以上自力で徴収を行うには現在の状況では難しいため、打開策として自発的に自治体同士が協力しあって徴収するという理由である。これは、昭和30年代から始まつた從来からの共同徴収の多くの理由である。

もう一つはここ2、3年の共同徴収が増えた理由である個人住民税の滞納増加による。前項でも説明した所得税から個人住民税への税源移譲が背

共同徴収の始まりは昭和30年ごろにさかのばる。岡山県市町村税整理組合は昭和33年に一部事務組合として発足したが、その前身は昭和26年の「児島郡地方税整理組合」である。滋賀県の甲賀広域

表1 税源移譲による個人住民税の滞納の増加 (単位: 億円)

	H18	H19	増減
滞納残高	19,245	19,761	516
うち個人住民税分	6,953	8,253	1,300
うち個人住民税分 (%)	36.13%	41.76%	5.63%
個人住民税の収入額	91,033	123,111	32,078
個人住民税収に対する滞納率	7.64%	6.70%	-0.93%

(注) 平成19年度値は総務省に確認済み。

(出所) 総務省ホームページ及び総務省ヒアリングにより筆者作成。

このように徴収規模が大きくなると、滞納額のインパクトも大きくなり、滞納整理がより重要になる。
おそらく平成20

景にある。徴収規模が拡大したことは、地方分権からすれば大変好ましいことであるが、一方、徴収率が同じであるとすれば、滞納金額は増えることを意味する。特に個人県民税は県の財源でありながら、市町村が個人住民税として合わせて徴収する仕組みであり、地方消費税と並んで、都道府県が直接徴収しない税である。これまでも地方税法第48条による都道府県の個人県民税の直接徴収が行われてきているが、個人住民税は都道府県と市町村が力を合わせて徴収を行えば、双方にとってメリットがある。そういうことから、共同徴収の流れが急速化したといえる。

III 共同徴収の変遷と現状

〔税・2009年7月号〕

行政組合も昭和30年代に設立された。昭和45年には香川県の大川広域行政組合で徵収業務がスタートした。

その後、平成10年4月に鳥取中部ふるさと広域連合が設立され、平成13年4月には県内全市町村参加型である茨城租税債権管理機構、平成16年4月には三重地方税管理回収機構が設立された。近年多く設立されている任意組織の第1号は平成17年に設立の香川滞納整理推進機構である。

現在、一部事務組合が21団体、広域連合が3団体、任意組織が13団体と全部で37団体が存在する（表2）。これから設立が決まっているのは、京都地方税機構と秋田県地方税滞納整理機構である。

IV 共同徵収の類型化

共同徵収の組織には、特別地方公共団体である一部事務組合と広域連合の他に任意組織があり、この組織的分類で整理されていることが多い。し

表2 共同徵収団体一覧

都道府県	一部事務組合・広域連合・任意団体の別	団体名
1 北海道	一部事務組合	渡島・檜山地方税滞納整理機構
2 北海道	一部事務組合	日高管内地方税滞納整理機構
3 北海道	一部事務組合	十勝市町村税滞納整理機構
4 北海道	一部事務組合	釧路・根室広域地方税滞納整理機構
5 北海道	広域連合	後志広域連合
6 北海道	一部事務組合	上川広域滞納整理機構
7 青森県	一部事務組合	青森県市町村総合事務組合
8 岩手県	任意団体	岩手県地方税特別滞納整理機構
9 宮城県	任意団体	宮城県地方税滞納整理機構
10 宮城県	一部事務組合	仙南地域広域行政事務組合
11 茨城県	一部事務組合	茨城租税債権管理機構
12 栃木県	任意団体	栃木県地方税滞納整理推進機構
13 千葉県	任意団体	千葉県滞納整理推進機構
14 新潟県	任意団体	新潟県地方税徵収機構
15 福井県	任意団体	福井県地方税滞納整理機構
16 山梨県	任意団体	山梨県地方税滞納整理推進機構
17 静岡県	広域連合	静岡地方税滞納整理機構
18 三重県	一部事務組合	三重地方税管理回収機構
19 滋賀県	一部事務組合	甲賀広域行政組合
20 滋賀県	任意団体	滋賀地方税滞納整理機構
21 京都府	一部事務組合	城南市町村税滞納整理組合
22 和歌山県	一部事務組合	和歌山地方税回収機構
23 鳥取県	広域連合	鳥取中部ふるさと広域連合
24 岡山県	一部事務組合	岡山県市町村税整理組合
25 岡山県	任意団体	岡山県滞納整理推進機構
26 広島県	一部事務組合	山県郡町村税等滞納整理組合
27 徳島県	一部事務組合	徳島滞納整理機構（徳島県市町村総合事務組合内）
28 香川県	一部事務組合	大川広域行政組合
29 香川県	一部事務組合	三観広域行政組合
30 香川県	一部事務組合	小豆地区広域行政事務組合
31 香川県	一部事務組合	中讃広域行政事務組合
32 香川県	任意団体	香川滞納整理推進機構
33 愛媛県	一部事務組合	愛媛地方税滞納整理機構
34 高知県	一部事務組合	高幡広域市町村圏事務組合（租税債権管理機構）
35 高知県	一部事務組合	幡多広域市町村圏事務組合（租税債権管理機構）
36 佐賀県	任意団体	佐賀県滞納整理推進機構
37 長崎県	任意団体	長崎県地方税回収機構

（注）実際処理を行っていない団体や活動休止中の団体は除く。

（出所）総務省資料に筆者加筆。

かし本稿では、共同徵収を目的別に類型化することを試みた（表3）。大別すると、県や市町村がこれら先もずっと共同して徵収しようと考えて

いる「協調型」と基本的に徵収は自治体そのものがやるべきであるという考え方のもと、時限的に組織化し、教育・指導を行いながら徵収する「自立型」である。本稿では触れないが、市町村で取り組み始めた府内税・料一体徵収も「自立型」の1類型といえる。「協調型」は「県・市町村一体型」と「市町村共同型」に分けることができる。「県・市町村一体型」は、静岡地方税滞納整理機構やこれから設立される京都地方税機構が該当する。これは共同徵収のみならず共同課税も視野に入れた広域連合である。任意組織では栃木県地方税滞納整理推進機構、岡山県滞納整理推進機構などがこれに該当する。「市町村共同型」は市町村側から自然発生的に共同徵収の必要性を唱え、一部事務組合や広域連合となつたケースである。古

くからあるところでは、岡山県市町村税整理組合や甲賀広域行政組合、大川広域行政組合、最近では高幡広域市町村圏事務組合などが該当する。広域連合では鳥取中部ふるさと広域連合や後志広域連合が該当する。

一方、自立型は「県主導型」と自治体型で、内で税や料を共同徴収する「府内税・料一体徴収型」に分類できる。「自立型」は、将来は各自治体が自立して徴収することを目的としているところが多く、时限的と考えている組織が多い。例えば、一部事務組織では和歌山地方税回収機構、愛媛地方税滞納整理機構、任意組織では、宮城県地方税特別滞納整理機構である。时限的ではないが、もともと一定期間がきたらいたん見直しが必要と考えているのは、渡島・檜山地方税滞納整理機構などである。香川滞納整理推進機構も市町村主体を唱えている。

V 共同徴収の実態

次に、20団体のヒアリングをもとに共同徴収業務の実態を整理する。

① 設立動機

共同徴収のきっかけは、①市町村では滞納整理に対するノウハウが少なく、また経験をもつた職員も少ないので、市町村職員を教育し、将来的に

表3 共同徴収の類型

パターン		形態	備考
協調型	県・市町村一体型	広域連合	共同課税も視野に設立
		任意組織	
	市町村共同型	一部事務組合	
		広域連合	
自立型	県主導型	一部事務組合	时限的組織も存在する
		任意組織	时限的組織も存在する
	府内税・料一体徴収型	該当市町村	

(出所) 筆者作成

は自立して徴収できるようにしたい。
②市町村は滞納者との距離が近いため、しがらみが強く、強制処分に踏み切りにくいといったことから、別組織による徴収を試みたい。
③協働して徴収したほうが効率的ではないかという自治体の声が集まつた。
④昨今の税源移譲や経済状況から県と市町村が共同で徴収したほうが、徴収率が上がると考えたなど、自治体によって設立動機はさまざまであった。

② 組織形態

共同徴収を行う組織には、一部事務組合と広域連合、任意組織があるが、継続的に共同徴収を行うところは一部事務組合が多く、継続的に共同徴収を行い、将来的には共同課税も視野に入っているところは広域連合を選択し、将来的には市町村に自立してもらうため时限的に設置しているところは一部事務組合もしくは任意組織を選んでいる。

③ 体制

職員は県職員もしくは市町村職員の派遣がほとんどだが、古くから存在する岡山県市町村税整理組合、甲賀広域行政組合、鳥取中部ふるさと広域連合、大川広域行政組合、大川広域行政組合（パート職員）である。職員の派遣期間は1～2年間である。任意組織では相互兼任をとっているところが多い。体制は5名から43名と規模はさまざまであるが、10数名程度でやっているところが多い。

④ 引受税目と1人当たり件数

1

多くの団体では、住民税、固定資産税、国保税（料）がメインであった。しかし、茨城租税債権管理機構は、国保税（料）は保険証交付と連動するため性格が違うととらえて対象外としている。また、対象案件は必ず住民税の滞納があること、つまり住民税と固定資産税の滞納者は対象だが、固定資産税のみは対象外としている団体もある。その他住民税が50万円以上と金額による制限を設けているところもある。岡山県滞納整理機構は住民税のみを対象としており、それ以外の税目は岡山県市町村税整理組合が行うという役割分担になっている。

引受け件数は年間800件から1400件と団体によつてさまざまである。年間1人あたりに換算すると、55件から100件の幅で、70件程度に集中していた。引受けは単年度で、年度が終わつた

ら自治体に戻している。

⑤ 業務の進め方

2

業務の進め方は、ほとんどが現年ではなく繰越案件のため、滞納処分の手前の段階から開始する。あらかじめ市町村において移管予告を通知するため、文書催告から開始し、財産があれば差押えに進んでいく。財産がなければ執行停止とする。いわゆる電話催告や臨戸はせず、現地に赴くときは財産調査や捜索のときである。分納誓約を受けるところもあれば、和歌山地方税回収機構や愛媛地方税滞納整理機構のように受けないところもある。作業は単独もしくはチームを組んで行い、しがらみを配慮して派遣元以外の市町村を担当させることころが多いが、派遣元の市町村を担当させることころもある。そういうことは全く意識せず割り振るところもある。業務は年間を通じて行うところが多いが、滋賀地方税滞納整理機構は半期ごと

に担当地区を変えて集中業務を行つてゐる。

情報管理は団体内のシステムで管理しているところもあれば、紙ベースで管理しているところもある。引受けの際の情報連携は、フロッピーディスクなどの媒体を受け取り、インストールしているケースと、紙ベースのデータを受け取り、職員もしくは外部委託業者がデータ入力しているケースがみられる。京都地方税機構が参加市町村と県が情報連携できるプラットフォームを構築中だが、それが完成すれば第1号となる。

⑥ 運営費

費用については、一部事務組合と広域連合は基本上に負担金で運営している。均等割、件数割に加え、最近では徴収実績割を導入している団体も多い。いくつかの団体は県から補助金を受けている。人件費については、負担金に含まれているケースと、市町村がいつたん立て替え、あとから

精算するケースも多い。あるいは愛媛地方税滞納整理機構のように負担金に含まない団体もある。任意組織の場合は、徴収取扱費を県が市町村に支払つてゐるため、二重払いにならないようにとの考え方から、職員の人件費は派遣元が持つことがほとんどであるが、栃木県地方税滞納整理推進機構と千葉県滞納整理推進機構は県が全部負担している。旅費や残業手当については、団体側で持つところが多いが、派遣元の市町村に請求するケースもある。

VI 費用対効果

共同徴収に関して最も大きな関心事は、共同徴収によつてどのくらい効果が得られるのかということだろう。そこで本稿では、ホームページに活動報告を出している団体にヒアリングを行い費用対効果の一覧表の作成を試みた。ただし、徴収率と徴収額の算定基準や引受け件数の考え方、効果項

目と負担金の考えた方が団体によつて異なるため、単純な比較表ではないことを断つておく。しかし、これまで共同徴収を行つてゐる団体の状況を並べた表は存在したことなく、またいろいろな項目が一目でみられる表も存在しなかつたので、作成する意義はあると思ひ作成を試みた。

表4で注目してほしいのは効果の部分である。

今回の費用対効果の計算方法は渡島・檜山地方税滞納整理機構を参考とし、効果を負担金で割つた。表4をみると、負担金に対して機構分だけでも3倍から8倍もの効果が出ている。移管予告効果も含めた全体では6倍から18倍という効果であった。今回試みたような資料はこれまで作成されていないが、こうして作成してみると、これから設立しようとしている自治体はもとより、実際に共同徴収している団体にとつても励みになるのではないかと思われる。

VII 今後の方向性

昨今、滞納処分をしなければ行政の不作為として住民訴訟が起きる時代となり、住民に不公平感を与えない「徴収の公平性」が重視されるようになつた。その分、滞納処分を行いやすい環境になつたといえる。滞納整理機構は、住民に近い市町村とは違い、しがらみを気にしなくて良い分、事務的に滞納処分ができるのが最大のメリットである。

この項では、今後の方向性として、共同徴収はどこまで可能か、またその一方で自治体の自立をどのようにしていけばよいかを検討したい。

① 共同徴収はどこまで行けるのか

静岡県や京都府は設立の検討の際、課税の共同徴収も視野に入れた。また、国に徴収を集約する話などもたびたび話題に出ている。個人住民税や

表4 共同徴収の費用対効果

(単位：千円)

	渡島・檜山	茨城	静岡	三重	和歌山	愛媛	千葉
年度	H20	H19	H20	H18	H20	H20	H20
徴収率	31.25%	28.75%	15.09%	24.81%	23.59%	35.45%	21.08%
引受（移管）件数／人數	310	1,244	966	644	853	824	2,375
引受（移管）額	348,090	2,699,566	3,579,000	1,391,959	1,312,729	1,122,127	2,906,102
徴収額（徴収率のベース）	108,780	776,141	540,000	345,403	309,703	398,779	612,706
効果	251,840	2,991,576	3,800,000	1,901,701	2,025,858	1,276,468	2,187,777
移管予告効果	127,970	1,380,264	3,100,000	1,161,023	1,075,882	769,919	—
徴収額	108,780	910,461	540,000	641,665	580,659	506,549	312,706
納付約束額	15,190	700,851	240,000	99,013			1,198,304
差押による保全					369,117		676,767
参加市町村の負担金の額	39,670	278,551	225,500	166,447	113,156	93,800	0
費用対効果							
機構	3.13倍	5.78倍	3.46倍	4.44倍	8.39倍	5.40倍	100%
全体	6.35倍	10.74倍	16.85倍	6.98倍	17.90倍	13.60倍	100%

(注) ① 団体名は略称としている。

- ② 徴収率、引受（移管）件数／人數、徴収額については、算定方法は団体によって異なるため、一概に比較はできない。また徴収額と効果の徴収額で数値が異なる団体があるが、それは引受年度か会計年度かによる違いである。
- ③ 茨城、三重、和歌山、愛媛の徴収率は本税分のみで計算。渡島・檜山は、延滞金は入らないが督促手数料は入る。その他は延滞金等を含む。
- ④ 愛媛の負担金の中には市町村からの派遣職員給与は含まれないため金額が少ない。
- ⑤ 移管予告効果には納付約束額を含む。
- ⑥ 和歌山と愛媛は納付約束をしていないので、納付約束額は0である。
- ⑦ 愛媛は必ず換価するので、差押による保全は0である。空欄は公表していない。
- ⑧ 機構の費用対効果は（徴収額+納付約束額）／負担金の額、全体は（移管予告効果+徴収額+納付約束額）／負担金の額で計算した。ただし和歌山は差押による保全も加えて計算している。
- ⑨ 千葉は負担金を徴収していないため、費用対効果は100%と表記した。

(出所) 各団体ホームページ及びヒアリングにより筆者作成。



不動産取得税、個人事業税は自治体の税務業務が煩雑になる大きな理由といわれている。個人住民税は所得税の課税ベースを基本としているため、その翌年に課税される。また市町村が都道府県の分も合わせて住民税として徴収するのも大きな特徴である。不動産取得税や個人事業税は税務署や法務局に課税のベースとなるデータの提供を依頼し、そのコピー業務に多大な時間を費やしている。そうであれば何も徴収を分ける必要はなく、一本化して国が徴収し、税を配分すればよいという考え方で出てくるのも当然である。しかし、共同徴収を検討するときに、法律と業務が課題となる。

憲法第94条では自治体の自主課税権を基本としており、地方税法でも各自治体で条例を定めることが唱っている。そのため法の解釈に配慮しながら進めていくことになる。場合によつては、今後法改正も視野に入れる必要があるかもしれない。

一方、業務の課題は自治体ごとにやり方が違う

業務の統合である。地方税法や自治体の条例があるものの、業務は自治体ごとに違う。納税通知書の並び方からして違うし、自動車税の申告書の備考欄も自治体によって自由に決められる。細かいことを言えばきりがないが、どのように一本化するか議論が必要となる。また充當の順位づけもきちんと決めておかなければならぬ。

さらに、課税の共同化については、滞納者は納税者の数%だが、課税となると納税者全体に課税するため、膨大なデータベースが必要となる。また随時課税などの例外処理をどうするかといった課題があり、すべて共同課税できるかは議論の余地が残されている。

国で徴収を一本化するには、国民全体の膨大なデータを集約する必要があり、まずは作業体制とシステム構築が重要課題となるだろう。

② 自治体の自立について

憲法や地方税法にならえば、各自治体で徴収することが望ましい。多くの自治体で徴収しにくい理由として、しがらみと徴収スキルの欠如を挙げている。自治体によつては延滞金を免除したり、差押えをしたことがなかつたりすることは、かつてよく耳にした。最近では「徴収の公平性」が重視されているため、少なくくなつてきていていると聞くが、生活に困窮していないケースでは、毅然とした態度で処理を進めるべきである。処分をすることはつらいことではあるが、公務員としての役割はきちんと果たす必要がある。

一方、固定資産はあるが現金はもつていない高齢者の方の対応をどうするか悩んでいる自治体もあるが、強制処分と福祉の問題はどうしても相反してしまうので、福祉の領域まで入つてしまふ生活困窮者については、税務課と福祉関係の業務の連携を勧める。

また納税者教育も重要なと考える。滞納の多く

は納税意識の欠如からくるもので、欠如した滞納者は再び滞納するという。自治体は住民の納税によって活動しており、住民に納税意識を植え付けるのも自治体の仕事である。住民や職員一人ひとりが本当に自立しなければ真の自治体の自立は難しいと筆者は考える。

③ 滞納者の傾向分析のすすめ

筆者は滞納整理を効率よく行うために、業務の効率化だけでなく滞納者の傾向をみて対策を立てることを勧めてきた。団体の多くは、滞納者の状況に関係なく素々と滞納処分を行うことで、成果を出している。このことは業務の遂行上そのまま継続してほしいのだが、滞納者を知る上で、状況把握は必要不可欠であるため、ぜひとも情報収集をしてほしい。

茨城租税債権管理機構は、滞納者の状況把握をしているので、これを紹介したい。図4は滞納者

本稿では、なぜ共同徴収が積極的に行われるようになったのか、自治体の状況をふまえ、共同徴収の現状を整理し、類型化とともに、今後の方向性について検討した。

共同徴収の目的別分類は通常使用されている組織的分類に対し、多くのパターンがあることが分かったことは、地方分権の進む中、自治体の事情にあわせた徴収の独自性がみられるることを示している。その一方で、一部事務組合や広域連合を定めている法律は一定の規定を示しているにすぎないため、実務において起こりうるリスクについて想定しておく必要があると感じた。任意組織についても同様である。

共同徴収の費用対効果は今のところ問題がないが、滞納事案が落ち着くと徴収にくくなるため、そのときに費用対効果の課題が起きる可能性があ

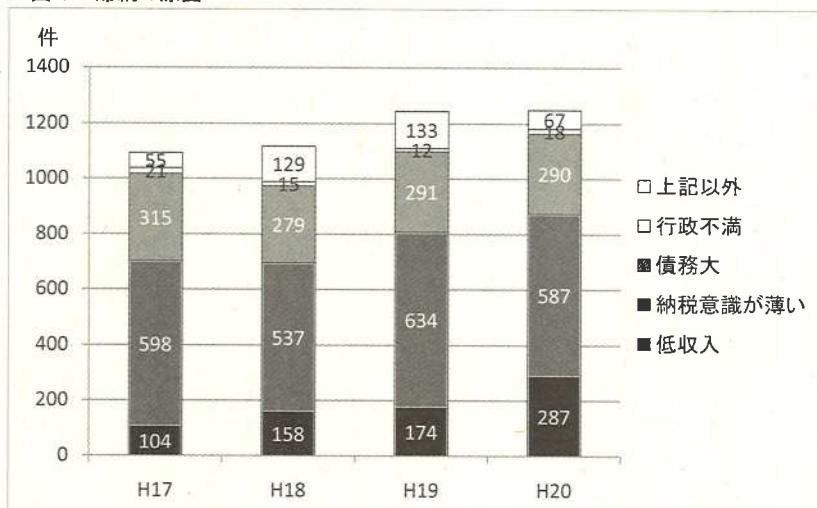
おわりに

る。その際に自立して頑張つていくとするか、もともと自分たちでは徴収できないのだから引き続きたく共同徴収を選択するかは自治体の事情によると思われるが、税源移譲によりこれまで以上に自治体の自立が求められるため、住民も巻き込んだ上で徴収のあり方について各自治体の方向性をあらかじめ用意しておいた方がよいと筆者は考える。

▲参考文献▼

- ・占部裕典「地方税における税業務の共同化にむけての課題」『税』2007年11月号
- ・柏木恵「模索する 地方自治体の公金一括徴収・租税・公課との一体化運用体制は効率的かを、大阪・堺市の事例から検証する」2008年3月号から7月号
- ・新谷豊男「一部事務組合による広域滞納整理―岡山県市町村税整理組合の場合」『税』1992年10月

図4 滞納の原因



(出所) 茨城県資料

表5 就業状況

	H17		H18		H19		H20	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
就業中	855	78.2	868	77.6	891	71.6	945	75.7
退社見込み	2	0.2	2	0.2	0	0	6	0.5
失業中	21	1.9	47	4.2	71	5.7	140	11.2
倒産	10	0.9	4	0.4	9	0.7	11	0.9
事実上倒産	35	3.2	30	2.7	35	2.8	26	2.1
上記以外	170	15.6	167	14.9	238	19.1	121	9.7
合計	1,093	100	1,118	100	1,244	100	1,249	100

(出所) 茨城県資料

あるが、仕事を持ちながら滞納している人が7割以上を占めている。失業中が年々増加しているといったことがわかる。このようにデータを蓄積しておくことは、財産調査や徴収見積りを行う際に役立つ。

の原因をグラフにしたものである。納税意識が薄い人が半数を占め、低収入は昨今の不況の影響か年々増えていることがわかる。表5は就業状況で

・高橋利雄「徵収一元化構想の背景と問題点」『税』

2005年5月号

・田中治「地方税における課税自律権の確立と広域的
税務行政」『税』2004年1月号

・西沢和彦「国税・地方税・社会保険料徵収機関分立
の問題と改革試案—諸外国との比較を通じて」株式
会社日本総合研究所ビジネス環境レポートNo. 15

(2006)

・西野敏雄「自治体における地方税及び債権共同徵収
が抱える課題とそのあり方—自治体間の地方税共同
徵収及び他の地方債権との共同徵収の問題点を探
る」『税』2008年12月号

※謝辞

本稿作成にあたり、ヒアリングにご協力いただいた多くの
団体に感謝の意を表します。

